

エコアクション21 環境活動レポート

2024年度
(2023年9月 ～ 2024年8月)
第6版

Kakudow



作成日 2024年10月1日

株式会社 覚堂

目 次

1	組織の概要	．．．．． P 1～3
2	実施体制	．．．．． P 4
3	環境経営方針	．．．．． P 5
4	環境経営目標	．．．．． P 6
5	環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画	．．．．． P 7
6	環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標	．．．．． P 8
7	当社の取組み状況	．．．．． P 9-1~2
8	環境関連法規	．．．．． P 10~11
9	代表者による全体の評価と見直し・指示	．．．．． P 12

1.組織の概要

【事業所名】 株式会社 覚堂

【代表者氏名】 水野 覚

【所在地】 本 店 〒435-0007 静岡県浜松市中央区流通元町12-1
管理本部 〒437-0065 静岡県袋井市堀越440-1
工 場 〒437-0011 静岡県袋井市村松428-1

【環境管理責任者氏名及び担当者連絡先】

環境管理責任者氏名 水野聖恵
連絡先 TEL：0538-43-3911
FAX：0538-42-7764
E-mail：honbu@kakudow.co.jp

【事業活動の内容】

事業活動 解体工事業、
産業廃棄物収集運搬業・中間処理業、再生砕石の販売、不動産事業

建設業許可

許可番号	静岡県知事(特-3)第17473号	静岡県知事(般-4)第17473号
許可の有効期限	令和3年10月14日～令和8年10月13日	令和4年12月28日～令和9年12月27日
建設業の種類	解体工事業 とび・土木事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 屋根工事業	建築工事業 大工工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業 屋根工事業

【運搬】

産業廃棄物収集運搬業許可証	許可の年月日	許可の有効年月日
第02201022105号	令和 4年7月3日	令和 9年7月2日
産業廃棄物の種類		
廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず		

【処分】

産業廃棄物処分業許可証	許可の年月日	許可の有効年月日
第02221022105号	令和4年7月5日	令和 9年7月4日
中間処分・破砕処分		
がれき類		

◆運搬車両の種類と台数◆

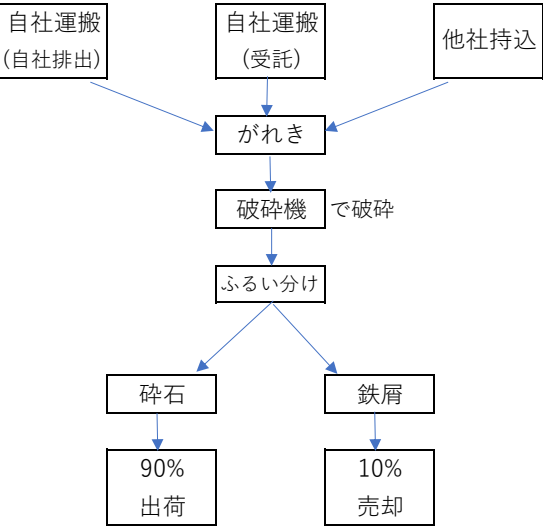
車体の形状	台数	積載量 (kg)
脱着装置付コンテナ専用車	2台	3,850kg
キャブオーバー	3台	350kg～10,400kg
ダンプ	14台	2,000kg～8,700kg
バン	9台	350kg

◆中間処理施設の種類◆

破砕機	がれき類	947.20t/日
-----	------	-----------

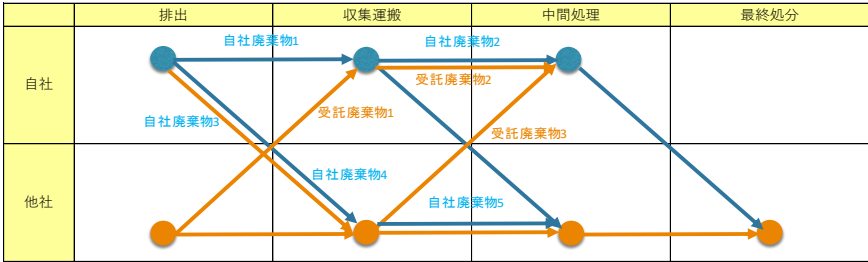
処理する廃棄物の種類	処理方式
がれき類	破砕

◆ 処 理 工 程 図 ◆



◆産業廃棄物の処理実績◆

産業廃棄物の処理実績		2022.9～2023.8	計	2023.9～2024.8	計
廃棄物の収集運搬量	自社排出	1,937t	6,285t	302t	5,800t
	受託	4,348t		5,498t	
中間処理量	受託	8,480t	8,480t	6,768t	6,768t
廃棄物の処分量(残りは鉄屑として売却)		7,632t	7,632t	6,091t	6,091t



区分	内訳	2023/9～2024/8実績
受託廃棄物1	受託廃棄物の収集運搬	5,498t
受託廃棄物2	受託廃棄物の受託中間処理	5,859t
受託廃棄物3	持込廃棄物の受託中間処理	646t
自社廃棄物1	自社廃棄物の自社運搬	136t
自社廃棄物2	自社廃棄物の自社中間処理	263t
自社廃棄物3	自社廃棄物の他社収集運搬	166t
自社廃棄物4	自社廃棄物の自社収集運搬	0t
自社廃棄物5	自社廃棄物の他社中間処理	0t

設立年月日	1973年10月4日
資本金	2,000万円
売上高	8億7千万円(令和5年度)
従業員数	37人
事務所床面積	985.41 m ²
リサイクル工場敷地面積	5,945 m ²

【取資格・免許】

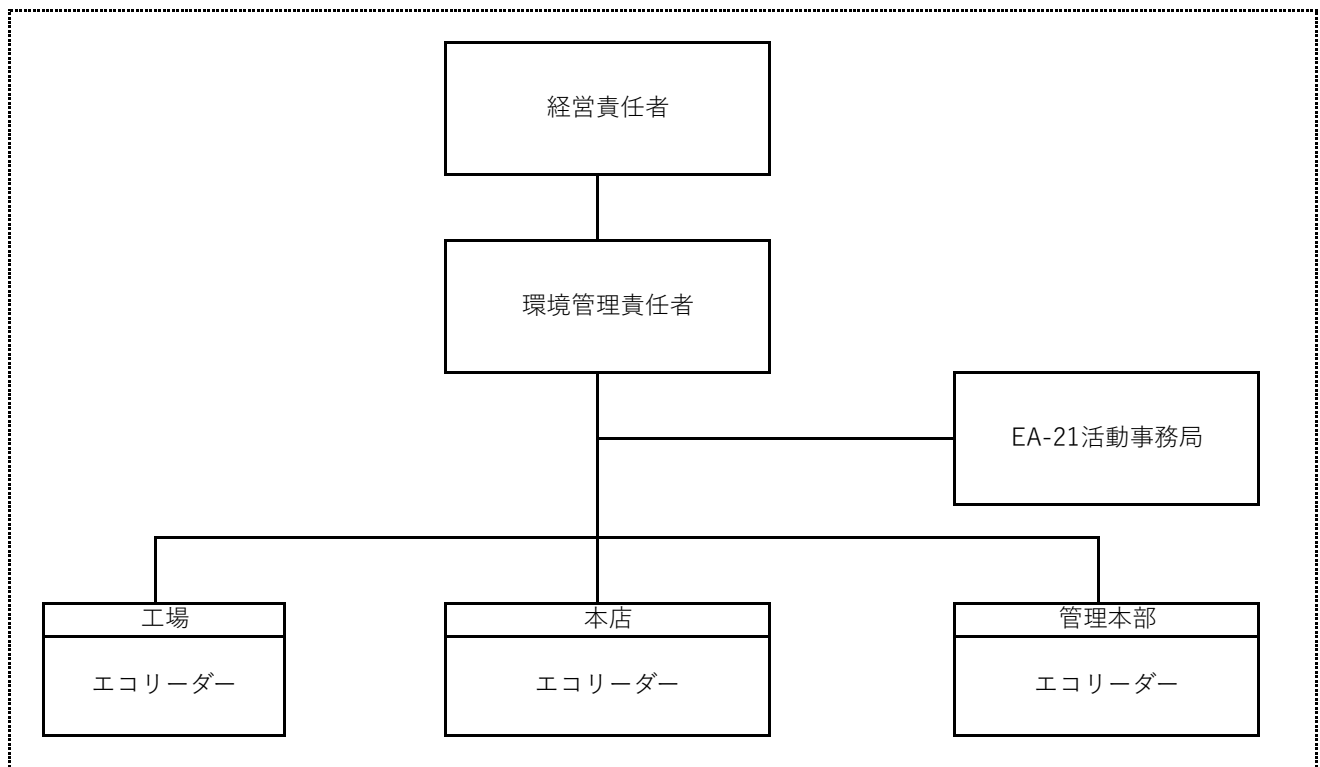
解体工事施工技士	12名
1級土木施工管理技士	5名
石綿作業主任者	16名
特別管理産業廃棄物管理責任者	2名
破砕・リサイクル施設技術管理士	1名

認証・登録の対象範囲

活動：解体工事業、産業廃棄物収集運搬業・中間処理業(再生砕石製造・販売)、不動産事業

対象組織：本店、管理本部、工場

2.実施体制



<環境管理組織における機能>

経営責任者

- ① 環境経営全般に対する責任と権限
- ② 環境方針の作成と社員への周知
- ③ 環境管理責任者の任命
- ④ 実施体制の構築
- ⑤ 経営における課題とチャンスの明確化
- ⑥ 全体の評価と見直し
- ⑦ エコアクション21を運用・維持のための経営資源(人・もの・資金・情報)の用意

環境管理責任者

- ① 環境経営活動の推進
- ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- ③ 環境経営推進会議の実施
- ④ 経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

- ① 各部門のデータのまとめ
- ② 環境経営計画の予実績管理
- ③ 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者補佐
- ⑤ 環境関連法規等最新版管理
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門

- ① 環境経営計画の実施
- ② 月別部門データの集計・報告
- ③ 問題点の把握と是正の実施
- ④ 推進会議の出席
- ⑤ 従業員教育

従業員

- ① 決められたことを守り活動する

3.職場経営方針

環境経営方針

【環境理念】

株式会社 覚堂は解体工事業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び
砕石リサイクル業による環境への影響に配慮し、地域の環境保全に向けて全社
で自主的積極的に環境経営に取り組み、継続的に環境負荷の削減に取り組みます。

【行動方針】

1. 解体工事による廃棄物のリサイクルを促進します。
2. 環境に配慮した工事、環境負荷の少ない工事を実施します。また環境に優しい機材設備の使用を促進します。
3. 環境関連法規制等を遵守します。
4. 建設機械、車両等の燃料使用量及び電力使用量の削減により二酸化炭素の排出量を削減します。
5. 水使用量を削減します。
6. 環境方針を全社員へ周知します。
7. 社会貢献活動に積極的に取り組みます。
8. 環境レポートを作成し公表します。

制定日 2019年10月1日

改定日 2020年2月1日

株式会社 覚堂

代表取締役 水野 覚

4.環境経営目標

1.運用期間（2023年9月～2024年8月）の環境目標

項目		単位	運用期間（2023年9月～2024年8月）		
			2022年9月～ 2023年8月	2023年9月～ 2024年8月	
			基準値	目標率	目標値
環境に配慮した 自社の取り組み	環境配慮工事の提案		100%	-	100%
	受託した産業廃棄物の分別処理		100%	-	100%
建設資材等のグリーン配慮			グリーン購入に配慮する		
二酸化炭素排出量（管理本部・本店）		kg - CO ₂	83,311	-1.0%	74,980
内訳	電力	kWh	48,348	-1.0%	43,513
	ガソリン	L	25,794	-1.0%	23,215
二酸化炭素排出量（工場）		kg - CO ₂	117,269	-1.0%	105,542
内訳	電力	kWh	20,152	-1.0%	18,137
	軽油(重機・ダンプ)	L	41,506	-1.0%	37,355
一般廃棄物排出量の削減(45ℓ)		個	117	-1.0%	105
受託廃棄物の再資源化率の向上		%	90%以上	-	90%
水道使用量の削減		m ³	422	-1.0%	380

2.中期の環境目標

項目		単位	基準年度(前年)	目標年度		
			2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
			2022年9月 ～ 2023年8月	2023年9月 ～ 2024年8月	2024年9月 ～ 2025年8月	2025年9月 ～ 2026年8月
環境に配慮した 自社の取り組み	環境配慮工事の提案		100%	100%	100%	100%
	受託した産業廃棄物の分別処理		100%	100%	100%	100%
建設資材等のグリーン購入向上			配慮	グリーン購入に配慮する		
二酸化炭素排出量（管理本部・本店）		kg - CO ₂	83,311	-1.0%	前年-1%	前年-1%
内訳	電力	kWh	48,348	-1.0%	前年-1%	前年-1%
	ガソリン	L	25,794	-1.0%	前年-1%	前年-1%
二酸化炭素排出量（工場）		kg - CO ₂	117,269	-1.0%	前年-1%	前年-1%
内訳	電力	kWh	20,152	-1.0%	前年-1%	前年-1%
	軽油(重機・ダンプ)	L	41,506	-1.0%	前年-1%	前年-1%
一般廃棄物排出量の削減(45ℓ)		個	117.0	-1.0%	前年-1%	前年-1%
受託廃棄物の再資源化率の向上		%	90%以上	90%	90%	90%
水道使用量の削減		m ³	440	-1.0%	前年-1%	前年-1%

1. 本店での「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力の調整後排出係数「0.379 kg-CO₂/kWh」を使用した。
2. 工場の「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、鈴与商事の調整後排出係数「0.523 kg-CO₂/kWh」を使用した。

5.環境経営計画の取組結果とその評価,及び次年度の環境経営計画

(運用期間：2021年9月～2022年8月)

目標	区分	項目	責任者	活動項目	スケジュール										評価		今後（次年度） の取組	
					1 1月	1 2月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	評価	内容	内容	
環境に配慮した 自社の取り組み	環境配慮工事の提案 廃棄物の分別処		佐々木	① 環境に配慮した解体工事の実践											○	防音シートや静穏を使用し近隣に配慮した	継続実施	
				② 解体廃棄物の分別の循環と適正処理											○	種類ごとの廃棄BOXに分別して廃棄	継続実施	
グリーン購入	事務用品他		佐々木	① 何回も使える物購入検討											○	洗剤ボトルの購入をやめ、詰め替	継続実施	
				② 小さい容器から大きな容器への切替検討											○	えに切り替え→徹底されている	継続実施	
				③ 特定工事での施工計画への反映の検討											○		継続実施	
二酸化炭素の 削減	購入電力	照明	水野	① 消灯の徹底（1回／週チェックする）											○	徹底されている	継続実施	
				② 待機電力のカット											○	徹底されている	継続実施	
				③ 使用しない機材の電源OFF											○	徹底されている	継続実施	
				④ 高効率照明機器の導入											○	LED化完了	継続実施	
		空調	水野	① 温度設定夏28℃ 冬20℃											○	徹底されている	継続実施	
				② クールビズ、ウォームビズ											○	徹底されている	継続実施	
				③ フィルター定期清掃											○	月一度実施	継続実施	
				④ 使用していない部屋の空調停止											○	徹底されている	継続実施	
	その他	水野	① 太陽光発電導入検討											○	完了	完了		
			② 自動販売機の省エネ対策検討											○	完了	完了		
	ガソリン ・ 軽油	乗用車 トラック 重機	石川	① エコドライブ												○	徹底されている	継続実施
				② エコ整備												○	徹底されている	継続実施
				③ 日常・定期点検の実施												○	徹底されている	継続実施
				④ 省エネ車の導入検討												○	徹底されている	継続実施
				⑤ 排ガス対応車の導入検討												○	徹底されている	継続実施
				⑥ アイドリングストップ												○	徹底されている	継続実施
				⑦ 省エネ重機の使用												○	徹底されている	継続実施
				⑧ 積載物に留意												○	徹底されている	継続実施
⑨ 急発進・急加速・無駄な動作・操作の禁止															○	徹底されている	継続実施	
廃棄物の リサイクル	事務所		水野	① コピー用紙の両面使用											○	徹底されている	継続実施	
				② 集約化購買												○	徹底されている	継続実施
				③ FAXのPDF化												○	徹底されている	継続実施
				④ 3Rの実践												○	徹底されている	継続実施
				⑤ 廃棄物の分別とリサイクル												○	分別基準と実施	継続実施
	建設副産物の リサイクル		佐々木	① 廃棄物の分別化（混合廃棄物削減）											○	徹底されている	継続実施	
				② 分別ルート新規開拓												○	徹底されている	継続実施
				③ 電子マニフェストの導入												○	徹底されている	継続実施
				④ 仮設資材、用具のリユース化												○	徹底されている	継続実施
節水			水野	① 節水表示											○	徹底されている	継続実施	
				② 洗濯回数を減らす												○	徹底されている	継続実施
				③ 水漏れ点検実施												○	実施された	継続実施
地域貢献			水野	① グリーンいっぱい運動											○	月1回花壇の整備	継続実施	
				② 近隣道路清掃												○	月1回本部及び作業場前道路清掃	継続実施

6.環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標

①運用期間（2023年9月～2024年8月）の環境目標の実績

項目		基準期間		運用期間				
		2022年9月 ～ 2023年8月		2023年9月 ～ 2024年8月				
		単位	基準値	目標率	目標値	実績		評価
環境に配慮した 自社の取り組み	環境配慮工事の提案		100%	-	100%	元請工事28件、全て務めた		○
	受託した産業廃棄物の分別処理		100%	-	100%	努めた		○
建設資材等のグリーン配慮			グリーン購入に配慮する			配慮できた		○
二酸化炭素排出量	会社	kg - CO ₂	200,580	-1.0%	180,522	186,635	103.4%	×
二酸化炭素排出量	(管理本部)	kg - CO ₂	83,311	-1.0%	74,980	81,158	108.2%	×
内訳	電力	kWh	48,348	-1.0%	43,513	48,387	111.2%	×
	ガソリン	L	25,794	-1.0%	23,215	25,759	111.0%	×
二酸化炭素排出量	工場	kg - CO ₂	117,269	-1.0%	105,542	105,477	99.9%	○
内訳	電力	kWh	20,152	-1.0%	18,137	18,244	100.6%	×
	軽油(重機・ダンプ)	L	41,506	-1.0%	37,355	37,754	101.1%	×
一般廃棄物排出量の削減(45ℓ)		個	117	-1.0%	105	87	82.6%	○
受託廃棄物の再資源化率の向上		%	90%以上	-	90%	90%		○
水道使用量の削減		m3	422	-1.0%	418	308	73.7%	○

< 評 価 >

CO2排出量	原因	弊社元請の大規模現場のコンクリートガラはほとんど他社へ運搬依頼・他社へ持ち込みしたため、燃料・リサイクルマシンの電力使用が減少した
	要因	再生碎石の保管量が上限付近だった

7.当社の取組み状況

◆社内注意書きで社員の意識づけ◆



◆ゴミの分別で処理時のCO2削減◆



◆経営資源の再利用◆



◆会社周辺美化清掃◆



◆近隣道路清掃◆



8.環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 2024年10月2日
評価者 環境管理責任者 水野 聖恵

法規・条例・規制			条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価
	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	排出事業者	第6条の2第6項	産業廃棄物運搬業者並びに処分業者との委託契約	契約書の締結	○
			第12条の3第8項	マニフェストの管理	A・B 2票10日以内	○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	5年間	○
				投棄禁止	不法投棄をおこなわない	○
				廃棄物の悪臭・飛散防止	車両荷台上にて覆う等	○
			第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告	6月30日までに知事に報告	○
				産業廃棄物保管場所への掲示板の設置	掲示板設置	○
				産業廃棄物管理票の期間内未返却時の県知事への報告	返却機関終了後30日以内に知事に報告	○
				多重排出事業者の責務	県知事への報告	○
	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	運搬事業者	第6条の2第6項	産業廃棄物排出事業所との委託契約	契約書の締結	○
			第12条の3第8項	マニフェストの管理	D 票、E 票の返却	○
				マニフェストの返却	90日以内または180日以内	○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	5年間保存	○
			第12条の3第7項	マニフェストの年間集計と報告	6月30日までに知事に報告	○
				投棄禁止	不法投棄禁止	○
				廃棄物の悪臭・飛散防止	車両荷台上にて覆う等	○
				処分先の確認	処分状況等	○
	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	処分事業者	第6条の2第6項	産業廃棄物排出事業所との委託契約	契約書の締結	○
			第12条の3第8項	マニフェストの管理	D 票、E 票の返却	○
				マニフェストの返却	90日以内または180日以内	○
			第12条の3第2項	マニフェストの保管	5年間保存	○
				騒音規制法	各種届出事項への適法	○
				振動規制法	各種届出事項への適法	○
				悪臭防止法	各種届出事項への適法	○
	石綿障害予防規則		第3条、4条の2	事前調査・結果の報告	建築物石綿含有調査者	○

法規・条例・規制			条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価
		建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
			第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-床面積合計80㎡以上 新築・増築工事-床面積合計500㎡以上 その他の工作物に関する工事（土木工事等－請負代金額	○
			第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○
			第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○
			第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○
			第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○
			第31条	技術管理者の設置（解体工事の監督）		○
		騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ（原動機定格出力80KW以上）を使用する作業	○
			第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守（指定地域・時間帯規制）	○
		振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	○
			第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守（指定地域・時間帯規制）	○
		浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃に実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
			第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
			第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施（1回／年）	○
		家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電（テレビ・冷蔵庫他）廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし
		自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）	第8条	使用済自動車の引渡義務		○
			第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払（廃車時）	
		フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）	第16条	冷凍空調機器：全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 電動機定格出力に応じ有資格者による「定期点検」 ②空調機（50kW以上）1年に1回以上 ③空調機（7.5kW～50kW未満）3年に1回以上 ④冷凍冷蔵庫（7.5kW以上）1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○
			第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務 簡易点検の実施（3ヶ月に1度）	該当なし
		建設業法	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○
			第25条第1項	主任技術者の設置		○
			第25条第2項	管理技術者の設置		○
		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○
		省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500L／年以上の事業者は届出	エネルギー使用量（原油換算地）の把握	該当なし
		水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○
		下水道法	第22条	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	○
		河川法	第50条第1項	ダムの適正な維持、操作、管理	ダム管理主任技術者	○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出（工事開始7日前）	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	○
			第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
			第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出（工事開始7日前）	くい打機（振動規制法の特定建設作業に準ずる）	○
			第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力（温室効果ガス抑制措置）	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力（廃棄物等の内、有用な物の循環的な利用を促進）	○
		リサイクル法（資源の有効な利用の促進に関する法律）	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力（適正廃棄）	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし
		グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	第5条	事業者の責務（国等の施策への協力等）	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○

○=遵守

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

9.代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 2024年9月30

報告者	
聖恵	佐々木

1 ・ 見 直 し 関 連 情 報	項 目		確認	：（必要に応じて評価・コメント記載）
	1	エコアクション21文書	☒	記録・文書として作成しました。
	2	環境経営目標及び目標達成状況	☒	C O2排出量目標値等は達成しました
	3	環境経営計画及び取り組み実施状況	☒	継続して取り組みます
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒	記録に記載いたしました。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	☒	特に問題ありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	☒	特に問題ありませんでした。
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒	継続して取り組みます
	8	その他（ ）	☐	

2 ・ 代 表 者 に よ る 全 体 評 価 ・ 見 直 し 指 示	本年度も社員全員で、環境目標達成に日々を持つことにより取り組んだ結果、電力使用量を除くCO2・水道・燃料使用量等に於いて目標削減率達成することができた事は、エコアクションに対する社員の意識が向上していると感じています。 前年度は3月に全体会議にて環境配慮に適応した緊急事態訓練(オイル漏れ対策)の実施をしました。今後も継続して実施してください。 来年も新入社員が入社してきますので、引き続き社員全員でエコアクションに取り組み、解体業者のリーディングカンパニーとして邁進していきましょう。 2024年10月3日 株式会社 覚堂 代表取締役 水野 覚			
	見直し項目		変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
	1	環境経営方針	有・ ☒	
	2	環境経営目標	有・ ☒	
	3	環境経営計画	有・ ☒	
	4	実施体制	有・ ☒	
	5	その他のシステム要素	有・ ☒	
	6	その他（外部への対応）	有・ ☒	